

坂町消防団詰所等整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

消防団の機能および機動力の維持向上を目的として、消防ポンプ積載車の車庫を完備した詰所を整備し、以て町民等の安全安心を確保する。

発注にあたっては、設計と工事を一体とし、広く企業の技術提案を求め、民間のもつ独自のノウハウや高い技術力を反映したものとするため、公募型プロポーザル方式で行うものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

坂町消防団詰所等整備事業

(2) 発注・契約方式

企画提案を受けたうえで、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。契約は、技術提案内容を踏まえた総合評価により選定した優先交渉者と随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 2 第 1 項第 2 号）によるものとする。

(3) 工事概要

設計業務（新築）、建設工事、外構工事、整備に係る関係法令の諸手続き及び工事監理

構造：木造平屋建 延べ床面積 30 m²程度

建築棟数：2 棟

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、坂町議会で本事業にかかる予算の繰越明許費の議決を得た場合、令和 9 年 2 月 26 日まで契約期間を延長する。

(5) 施工場所

ア 坂町坂東四丁目 2617 番 1 号の内 116.81 m²

イ 坂町坂西二丁目 4565 番 1 他 92.13 m²

(6) 整備費

ア 整備費の上限額は、54,700 千円以内とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※設計・施工、地盤調査、液状化判定調査及び工事監理を含み、水道施設整備納付金及び法令に基づく申請に係る費用は含まない。

なお、杭工事費、地盤改良費については、地盤調査及び液状化判定調査の結果をもとに検討を行い、町と協議のうえ確定させ、別途提案額に加える。

※工事施工に係る車両及び資材の置き場については、受注者の負担において準備する。

イ 品質低下の防止を目的として、整備費最低制限価格を設定する。（非公表）

3 提案内容

(1) 設計上の留意事項

- ・本施設は、地域に親しまれるデザインとする等の工夫を行い、周辺の環境との調和を図ることなど、地域の景観に配慮すること。
- ・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建て替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減を図ること。
- ・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮した建設資材を選定すること。
- ・施設建設や設備等による騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
- ・諸災害に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。
- ・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られていること。
- ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。
- ・用途に応じた温湿度の設定や空調など必要となる熱環境が確保されること。また換気や空気清浄度など必要となる空気環境が確保され、利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境に配慮すること。
- ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等が行えること及び清掃、日常点検、保守点検等、維持管理が効率的かつ安全に行えること。

(2) 必要設備

- ア 詰所
- イ トイレ
- ウ 車庫
- エ 消防用ホース乾燥柱

(3) 設備詳細

ア 詰所 (13 m²以上)

- ・団員定数 13 名に対し、1~1.5 m²/人が確保されていること
- ・出入口を配置し、入口上部に外灯を設置
- ・居室の広さに応じた室内灯を設置
- ・地上波放送のアンテナおよび差し込み口を設置
- ・エアコン、換気扇を設置
- ・エアコン、換気扇等に必要な電源以外にコンセントを適宜設置
- ・流し台を設置
- ・換気、採光に必要な窓を設置
- ・床は全面土間仕上げ

イ トイレ

- ・便器は洋式で手前開き戸とする
- ・室内灯、換気扇を設置

ウ 車庫

- ・格納する消防積載車は概ね、長さ 340cm／幅 150cm／高さ 200cm とする
- ・手動重量シャッターを設置

- ・車両入口上部に分団（部）名の表示灯を設置
 - ・消防資機材等を収納する棚を設置
 - ・室内灯（直管型）を設置
 - ・コンセントを適宜設置
 - ・詰所と車庫との境に扉を設置（鍵付き）
- エ 消防用ホース乾燥柱
- ・敷地内に建柱
 - ・消防ホース（20m）6本を吊り下げるができるもの
- （4）その他
- ・屋外に足洗場を設置
 - ・流し台、トイレ、足洗場は上水道、下水道と接続する
 - ・敷地内はアスファルト敷きとする
 - ・塀の設置は後日協議すること

4 応募資格等

（1）応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ア 応募者は、本事業への参加を希望する企業、又は、複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループとする。
- イ グループでの応募者は、町の契約の相手方となる企業（以下「代表企業」という。）と当該企業から直接業務を受託する者（以下「協力企業」という。）から構成され、施工業務に当たる者、設計業務、工事監理に当たる者がそれぞれ1者で構成するものとする。
- ただし、設計業務に当たる者と工事監理に当たる者は同一の者でも良い。
- なお、施工業務に当たる者が代表企業となること。

（2）応募者の資格要件

ア 応募者全者に共通する参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たす者とする。

- （ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者。
- （イ）参加表明書提出日において、坂町又は広島県から、指名除外を受けていない者。
- （ウ）参加表明書提出日において、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続き開始の申立てがなされてないこと。
- （エ）参加表明書提出日において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしてないこと。
- （オ）暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者、又は、そのおそれがある者でないこと。
- イ 設計業務に当たる者の参加資格要件
- 設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たす技術者を配置すること。

- (ア) 管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるものとする。
- (イ) 管理技術者は、業務全般にわたり、技術的管理を行うものとし、建築士法による1級又は2級建築士若しくは木造建築士を配置する。
- ウ 施工業務に当たる者の参加資格要件
- 施工業務に当たる者は、次の要件を全て満たす者とする。
- (ア) 坂町建設工事指名競争入札参加資格の認定を受けている事業者で建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による「建築一式工事」又は「大工工事業」に係る建設業の許可を受けている者。
- (イ) 広島県内に建設業法第3条第1項の営業所を有する者。
- (ウ) 平成27年度以降に完成した同種又は類似工事の元請工事実績を有する者。
- なお、同種工事とは公共施設の建築工事（新築、改築又は増築）、類似工事とは公共施設以外（住宅を除く）の建築工事（新築、改築又は増築）とする。
- (エ) 次に掲げる基準を満たす技術者を配置すること。
- a 応募者（施工業務に当たる者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- b 建築一式工事又は大工工事業に対応した建築士又は施工管理技士の資格等、必要な要件を満たしている者であること。
- c 過去に、主任技術者等として同種又は類似工事に従事した実績を有する者。なお、ウの(イ)で提出する実績以外でも提出可能である。
- (オ) 当該業務の告示から技術提案書提出日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者。
- エ 工事監理に関する資格要件
- 工事監理に当たる者は、次の要件を満たす技術者を建築基準法の定めるところにより配置すること。
- (ア) 1級又は2級建築士若しくは木造建築士の資格を有する者。
- なお、設計業務の管理技術者との兼務を妨げるものではない。
- オ 応募者の構成についての遵守事項
- (ア) 代表企業、協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、協力企業となることは認めない。
- (イ) 代表企業、協力企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の代表企業、協力企業になることはできない。

5 スケジュール

実施スケジュール概要

実施内容	年月日
プロポーザルの公告	令和7年12月26日（金）
実施要領の公表	令和7年12月26日（金）～
質問書の受付	令和8年1月13日（火）午後5時まで
質問書の回答	令和8年1月15日（木）
参加表明書等の提出期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年1月19日（月）頃
企画提案書提出日	令和8年1月26日（月）午後5時まで
事業者選定委員会	令和8年2月上旬頃 (参加者に別途通知する)
審査結果通知	令和8年2月上旬頃
仮契約締結	令和8年2月中旬頃
工期	令和8年3月31日（火）まで <u>※令和7年度予算の繰越に関する議会議決を得た場合、契約期間を令和9年2月26日（金）まで延長する。</u>

6 応募手続き

(1) 事業プロポーザルの公告

令和7年12月26日（金）

(2) 実施要領の配布

令和7年12月26日（金）～令和8年1月13日（火）午後5時まで

※ 関係書類は、坂町ホームページ（<https://www.town.saka.lg.jp/>）からダウンロードにより配布する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類：様式1「参加表明書」※構成企業で応募する場合は様式2「委任状」も提出

イ 提出期限：令和8年1月16日（金）午後5時まで

ウ 提出方法：事務局に持参

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果を電話及び書面で応募者の代表企業に通知する。

(5) 質問の受付

質問がある場合は、下記により「質問書」を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア 受付期間：令和7年12月26日（金）～令和8年1月13日（火）

イ 提出方法：事務局に持参又はFAX、eメールとすること。

（FAX、eメールの場合は、受信を確認すること。）

ウ 回 答：令和8年1月15日（木）までに、すべての質疑応答の内容を事務局からメールで配信する。

（6）企画提案書

本プロポーザルに参加することが認められた者（以下「提案者」という。）は下記のとおり「企画提案書」（様式3～8）を提出すること。なお、審査の公平性、透明性を図るため、企画提案書内には、社名や商標、記号など、提出者を認識できるものを表示しないこと。

ア 提出期限：令和8年1月26日（月）午後5時まで【必着】

イ 提出書類：企画提案書作成要領に基づいて作成すること。

① 配置予定技術者届出書（様式3）

② 工事実績調書（様式4）

③ 企画提案書（様式5）

④ 説明資料（様式6・様式7）

添付資料：施設の完成予想イラスト 1枚（A3版横）

施設内部のイメージ図 1枚（A3版横）

※用紙はA4版（完成予想イラスト及びイメージ図を除く）、横書き、文字サイズ11ポイント以上。

※説明資料（様式6・様式7）は、完成予想イラスト及びイメージ図を含め、10枚以内で作成すること。

※資料作成にあたり必要に応じてイメージ図等を効果的に活用し、分かり易い資料作成に努めること。

⑤ 総事業費（様式8）

総事業費については、別途会社名等の記載がない封筒により、工事名を記入して提出すること。

ウ 提出方法：事務局に持参すること。

エ 提出部数：

（ア）企画提案書：正本（①～④までを左側で綴ったもの並びに⑤） 1部

（イ）企画提案書：副本（③～④までを左側で綴ったもの） 9部

※副本は審査に用いるため、全ての書類において会社名等を特定できる記載及び押印は一切行わないこと。

※印刷は全て片面印刷とすること。

7 現場説明及び現地確認

現地確認のため、現場説明及び現地案内を希望する場合は、坂町民生部環境防災課（TEL 082-820-1540）～令和8年1月13日（火）午後5時までに電話連絡をすること。

8 ヒアリング

必要に応じて実施する場合がある。

9 審査

企画提案書をもとに「坂町消防団詰所等整備事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査を行い、評価が最も高かった事業者を最優秀提案者として選定し、優先交渉権者として決定する。

（1）審査項目

委員会において事業者からの企画提案書等について、次の「評価項目」に基づき評価を行う。

- ア 技術力・経験の評価
- イ 実施体制及び取組方針に関する評価
- ウ 提案書

- ①設置位置のイメージについて
- ②外観のイメージについて
- ③施設内の諸室等のイメージについて
- ④安全性・経済性への配慮について
- ⑤環境への配慮について

- エ 見積書

- ①総事業費について

- （2）委員会は（1）により評価された各項目の評価点を合計した総合評価により、提案者の順位を決定する。なお、同点の場合は工事費内訳書（様式8）の金額の低い事業者を選定する。
- （3）審査結果は企画提案書を提出した事業者に書面で通知するとともに、優先交渉権者は坂町ホームページで公表する。

- ア 電話での照会には応じない。
- イ 審査結果に対して、異議の申し立ては受け付けない。

10 参加報酬等

参加者への報酬はありません。

11 契約の締結

契約締結前に委員会での意見や協議事項について、事務局と協議・調整を行い、調整後の整備費の詳細な内訳書を事務局に提出するものとする。

本プロポーザルの優先交渉権者の示した提案及び総事業費をもって建設工事請負仮契約を締結し、坂町議会において、契約に関する議決を得られた場合、本契約とみなす。

12 失格条項

応募者が、以下の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合。
- (2) 提案書等の作成要項及び提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (3) ヒアリングを実施する場合、追加資料等を提出した場合。
- (4) ヒアリングを実施する場合、事業者の担当者以外の者が出席した場合。
- (5) 最終審査発表までに応募者の資格要件に抵触したもの。
- (6) 予定価格を上回ったもの。
- (7) 整備費最低制限価格を下回ったもの。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。
- (9) その他審査委員会が不適格と認める場合。

13 その他

- (1) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は、返還しない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外の目的で無断使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (5) 町が提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、提案者に帰属するが、提案者が提供した図面等の著作権及びその他の知的財産権は、町に留保される。また、公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (6) 本施設の品質は事業者の責任により確保するものとする。
- (7) 本事業費の支払いについては、工事完了後に一括で支払うものとする。

14 プロポーザルの主催及び事務局

- (1) 主催：坂町
- (2) 事務局：坂町民生部 環境防災課

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号

TEL : 082-820-1540

FAX : 082-820-1522

HP : <https://www.town.saka.lg.jp/>

e-mail : kikikanri@town.saka.lg.jp

質問書

坂町消防団詰所等整備事業の募集要項等について、次のとおり質問を提出します。

事業社名	
所在地	
部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
質問タイトル	
実施要領等の 該当箇所	(〇〇ページの第〇の〇
質問内容	

※質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

※質問は、この様式1枚につき1件とします。

※質問については、個別に回答しません。